

Requirements for Certification as an IRCA Auditor

IRCA 審查員/監查員評估登錄要求事項

目次

1	IRCA 審査員/監査員評価登録について	3
2	スキーム	5
3	登録のレベル.....	6
4	申請の方法.....	7
4.1	申請書の記入方法	7
4.2	申請費のお支払.....	7
4.3	申請後の手続きについて	7
4.4	行動規範	8
5	審査員初回評価登録申請の要求事項	9
5.1	内部監査員	9
5.2	内部監査員補	10
5.3	審査員.....	10
5.4	審査員補	10
5.5	主任審査員	10
5.6	プリンシパル審査員	11
6	申請のための指針	14
6.1	トレーニングコース	14
6.2	審査/監査経歴	14
6.3	審査/監査.....	14
6.4	受容可能な代替規格	16
7	登録の維持について.....	17
8	追加の審査員スキームに申請するには	17
9	登録の更新.....	18
10	昇格の方法	22
11	審査員登録の移転.....	22
12	規約	23

1 IRCA 審査員/監査員評価登録について

IRCA に評価登録された審査員/監査員は、審査/監査を統制するプロフェッショナルとして世界中の経営者に高く評価されています。IRCA の審査員/監査員に登録すれば、120 か国以上の10,000 人以上のマネジメントシステム評価登録審査員/監査員の一員として、専門技術とコミットメントを共有することができるのです。

IRCA 審査員/監査員になることによるメリットとは:

プロフェッショナルとして認知される

- IRCA への登録は、あなたのキャリアの将来性を高めます; 「IRCA 登録審査員/監査員」という名称を手に入れ、Eメールや名刺に IRCA 登録審査員/監査員のロゴが使えるようになります。また、経営者が審査員/監査員を探す際に広く閲覧されているオンライン登録簿に掲載されます。
- IRCA 登録審査員/監査員は、IRCA に登録していない審査員/監査員に比べ、平均して23%以上高い収入を得ています。
- IRCA への登録によって、あなたがキャリア開発に熱心であることを示すことができます。継続的専門能力開発 (CPD) は IRCA での登録において重要な一部であり、IRCA は、あなたが審査員/監査員としての知識や技能を維持するサポートをします。

知識

- マネジメントシステム規格に関する最新技術情報、レポートやウェブセミナー
- IRCA のメールマガジンによる審査/監査業界の最新ニュース
- 審査に関するデジタルでインタラクティブな情報源、例えばウェブセミナー等
- IRCA のオンライン e-library を使ってアクセス可能な何千もの専門分野関連定期刊行物、雑誌や業界の発行物

ネットワーク

- IRCA の LinkedIn のグループへ参加すれば、世界中の審査員/監査員とさまざまな問題について議論することができます。
- 著名な話者や参加者を招いたセミナーや各種イベントへの参加。IRCA グローバルに展開しており、技術専門家たちがアジア、ヨーロッパにおいて多数のセミナーを開催しています。これらのイベントについては、まず IRCA の登録者の方々に連絡されます。

IRCA の登録審査員/監査員になるには、力量を決定するため、マネジメントシステム審査員/監査員であるあなたが審査/監査の際に保持し、実証しなければならない、キーとなる技能、知識、そして経験を実証することが求められます。

IRCA の審査員評価登録は、この文書の第 5 章に提示された評価登録要求事項を満たす、世界中すべての個人に対して、例外なく門戸が開かれています。ただし、附属書 I に示されたそれぞれのスキーム特定の要求事項に記載された追加の要求事項を満たすことも必要です。

2 スキーム

IRCA は 13 のスキームを運用しています。それぞれのスキームは主要な ISO もしくは業界規格に基づいています：

- 品質マネジメントシステム (ISO 9001)
- 環境マネジメントシステム (ISO 14001)
- 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS 18001)
- 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO 27001)
- 情報技術サービスマネジメントシステム (ISO 20000)
- 事業継続マネジメントシステム (ISO 22301)
- エネルギーマネジメントシステム (ISO 50001)
- 医薬品品質マネジメントシステム
- 航空宇宙品質マネジメントシステム (AS/EN/JISQ 9100, 9110, 9120, ISO 9001)
- 食品安全マネジメントシステム (ISO 22000)
- 社会システム
- EICC
- 海上安全マネジメントシステム

それぞれのスキームは、監査/審査のための基準、*ISO 19011: マネジメントシステム監査のための指針* 及び *ISO 17021: 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項* に基づいています。

上記スキームは、以下のような方々を対象としています：

- 審査員/監査員、例えば、主たる職務として監査/審査を実施している方、認証機関/審査登録機関に雇用されている方、そしてご自身の所属する組織において監査を実施している方
- 実務者、例えば、コンサルタント、監査プログラムマネジャー、及びその他、マネジメントシステムの構築・維持、審査員/監査員トレーニングや規格の開発を通じて審査/監査に関わっている方

3 登録のレベル

IRCA は以下の 6 つのレベルの登録を提供しています:

レベル	適用の概要
内部監査員補 (PIA)	内部監査員トレーニングコースを受講したが、他のレベルに申請するだけの監査をまだ実施していない専門家
内部監査員 (IA)	マネジメントシステムもしくは供給者のマネジメントシステムの部分内部監査を実施している人 内部監査員レベルは、フルタイムの審査員になるわけではないが、毎年何回かの監査を実施しているという人に適しています。
審査員補 (PA)	審査員研修コースを受講したが、まだ審査を実施していない、もしくは実施する機会がないという専門家に適しています。
審査員 (A)	審査員は、審査チームのメンバーとして、及び/または単独審査員としてフルシステム審査を実施する人に適しています。 対象となる監査/審査は、内部フルシステム監査、第三者フルシステム監査、あるいは認証のための第三者審査です。
主任審査員 (LA)	審査を統制し、審査チームを率いる経験豊かな専門家。第三者監査、第三者審査を実施している人が適用の対象です。
プリンシパル審査員 (PRA)	このレベルは、長期にわたり主任審査員としてフルシステム審査を行ってきた経験を実証できる上席審査員で、今後、チームリーダーとしての審査を行わない、あるいは日常業務としては審査を行わない可能性のある方に適しています。 研修講師、コンサルタントあるいは管理職となった方々がプリンシパル審査員になるのはよく見られることです。プリンシパル審査員のレベルは、高い技能をもつ経験豊かな審査/監査の専門家の方たちにふさわしい資格です。なお、もはや職務において審査/監査が主たるものではなくなっているため、審査/監査の実施は要求されません。

4 申請の方法

IRCA 審査員の認証を申請する前に、申請しようとしているレベル及びスキームの推奨される最低限の基準を満たしているかをご確認ください。

推奨される職務経歴、教育訓練及び経験については、第 5 章の「初回審査員登録に関する要求事項」をご参照ください。

4.1 申請書の記入方法

申請書の様式は www.irca.org/ja/certification/IRCA/2/ からダウンロードできます。

記入する前に、申請書巻末の「申請者のための指針」を必ずお読みください。

申請書は日本語もしくは英語でご提出ください。補足文書が日本語もしくは英語でない場合は、原本に日本語もしくは英語の訳を添付してください。特に、学業資格、研修コース、実務経歴についてはご注意ください。

必要書類をすべて作成されましたら、必要書類をPDF等で ircajapan@irca.org まで eメールにてお送りいただくか、下記まで郵送にて必要書類をお送りください:

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-2 ビュレックス麹町
IRCA ジャパン 宛

4.2 申請費のお支払

申請の手続き開始にあたっては、申請費を銀行振り込みにてお支払いの上、申請書の振込通知の欄にお振込み情報をご記入ください。お支払い方法については、www.irca.org/ja/certification/fees/ をご参照ください。

4.3 申請後の手続きについて

申請に必要な書類、そして申請費の受領が確認されましたら、3 つの簡単なステップの後、IRCA 登録審査員として登録されます。

ステップ 1: ご提出いただいた申請書類について、メンバーシップ・アドバイザーとテクニカル評価員による 2 段階の評価が実施されます。ご提出いただいた申請用の書類について追加の情報が必要な場合、メンバーシップ・アドバイザーから連絡が行きます。

ステップ 2: 申請書類の内容が、ご申請いただいたスキームとレベルの基準を満たしていると判断されれば、認証登録番号を記載した認証のお知らせと、初回の年間登録費の請求書をお送りいたします。

ステップ 3: 上記のお知らせを受領されましたら、初回年間登録費をお支払ください。お支払い方法については、請求書に記載されています。

年間登録費の受領が確認されれば、IRCA の登録審査員登録簿に詳細が掲載されます。

4.4 行動規範

IRCA 登録審査員は CQI プロフェッショナル行動規範 (IRCA ジャパンのウェブサイトからダウンロードできます) に沿った活動をすることに同意しなければなりません。申請書をご提出いただく前に、この行動規範を必ずお読みください。

5 審査員初回評価登録申請の要求事項

IRCAの登録審査員になるためには、下記の基準に適合しなければなりません。この基準は13 ページの表 1 に要約してあります。

また、附属書I に提示されているスキームごとの追加の要求事項にも適合するよう求められています。

5.1 内部監査員

5.1.1 学歴

中等教育レベルの教育を修了していることが望まれます。

5.1.2 職務経歴

4年間のフルタイムの職務経歴があることが望まれます。

申請される監査員スキームに関連するフルタイムの職務経歴が1年間あることが望まれます。

5.1.3 監査員トレーニング

IRCA 認定のファンデーションコース及びIRCA 認定の内部監査員トレーニングコースもしくはIRCA認定審査員/主任審査員トレーニングコースを合格修了している必要があります。

注記：IRCAは内部監査員コースを合格修了しているが、各ファンデーションコースは合格修了していない申請者について、十分な職務経歴及びセクターに関する理解があることを実証できるのであれば、申請について考慮します。

5.1.4 監査経歴

下記すべてを満たす内部監査を最低5回実施していることが望まれます：

- 最低3時間以上
- 監査サイクル (監査計画、文書レビュー、監査、インタビュー、監査報告) のすべての要素を含む
- 自身が活動している領域あるいは活動を含んでいない

IRCAは、申請者が例えばラインマネジャーとして、直接的あるいは間接的な責任を担っている活動の監査は認めることができます (6.3項 認められる監査/審査についてのガイダンス参照)

5.2 内部監査員補

監査経歴は要求されません。

学歴、職務経歴及び監査員トレーニングについての要求事項は内部監査員と同様です。

5.3 審査員

5.3.1 学歴

中等教育レベルの教育を修了していることが望まれます。

5.3.2 職務経歴

4年間のフルタイムの職務経歴があることが望まれます。

申請される審査員スキームに関連するフルタイムの職務経歴が2年間あることが望まれます。

要求される職務経歴の詳細について、附属書 I のスキームごとの要求事項を参照してください。

5.3.3 審査員トレーニング

IRCA 認定審査員/主任審査員トレーニングコースを合格修了している必要があります。

5.3.4 監査/審査経歴

少なくとも4回のフルマネジメントシステム監査/審査を実施していることが望まれます。

これらの総監査/審査期間は少なくとも計20日間なければならず、そのうち15日間はオンサイトの審査でなければなりません。

5.4 審査員補

監査/審査経歴は要求されません。

学歴、職務経歴及び審査員トレーニングについての要求事項は審査員と同様です。

5.5 主任審査員

5.5.1 学歴

中等教育レベルの教育を修了していることが望まれます。

5.5.2 職務経歴

4年間のフルタイムの職務経歴があることが望まれます。

申請される審査員スキームに関連するフルタイムの職務経歴が2年間あることが望まれます。

要求される職務経歴の詳細について、附属書 I のスキームごとの要求事項を参照してください。

5.5.3 審査員トレーニング

IRCA 認定審査員/主任審査員トレーニングコースを合格修了している必要があります。

5.5.4 監査/審査経歴

少なくとも 4 回のフルマネジメントシステム監査/審査を実施していることが望まれます。

これらの総監査/審査期間は少なくとも計 20 日間なければならず、そのうち 15 日間はオンラインの審査でなければなりません。

さらに、申請者は 2 名以上の審査チームのリーダーとして、3 件のフルマネジメントシステム審査を実施していなければなりません。

これらの総審査期間は少なくとも計 15 日間なければならず、そのうちの 10 日間はオンライン審査でなければなりません。

5.6 プリンシパル審査員

プリンシパル審査員のレベルは、今までに豊富な審査/監査経歴を持っていることが実証できるが、今は日常業務として審査/監査を実施したり審査/監査チームのリーダーをしたりはしなくなった審査/監査のプロフェッショナルの方に適しています。プリンシパル審査員のレベルは、経験豊かで優れた審査/監査のプロフェッショナルの方々にふさわしい資格をご提供いたします。なお、もはや審査/監査が職務において主たるものではなくなっているため、審査/監査の実施は要求されません。

対象になるのは、研修講師、コンサルタント、あるいはより上級の管理層となった方々です。

第三者認証のフルタイムの審査員、審査マネジャー、認証マネジャー、審査トレーニング及

び人材育成部署（マネジメントシステム審査員の研修コースの設計者を含みます）、そして関連する審査及びマネジメントシステム規格（例えば ISO 19011）の開発に携わる方たちなども対象となるかもしれません。

5.6.1 職務経歴

申請する審査員スキームに関連した 8 年間のフルタイムの職務経歴があることが望まれます。

5.6.2 その他の要求事項

6 年間以上、IRCA の主任審査員認証登録（もしくは受容できる同等資格）がされていること。つまり、主任審査員として 2 回以上、更新登録されていれば、いつでもプリンシパル審査員に昇格することができるということになるでしょう。

もしくは

フルタイムのマネジメントシステム審査員として、認定された認証機関に 3 年以上雇用されている（もしくは、認定された認証機関の第三者認証審査の契約審査員として審査を実施しているということを実証できる確固とした証拠がある）。

表 1 – IRCA への登録において推奨される最小限の要求事項

レベル	全職務経歴	申請するスキーム 関連の職務経歴	監査員/審査員トレーニング	監査/審査経歴
内部監査員補	フルタイムで 4 年間	1 年間	IRCA 認定ファンデーションコース及び IRCA 認定 内部監査員トレーニングコース もしくは 関連の IRCA 認定審査員/主任審査員トレーニングコース	要求なし
内部監査員	フルタイムで 4 年間	1 年間	IRCA 認定 ファンデーションコース及び IRCA 認定 内部監査員トレーニングコース もしくは 関連の IRCA 認定 審査員/主任審査員研修コース	<ul style="list-style-type: none"> - 3 時間以上の内部監査 5 回 - 監査サイクルの要素をすべてカバーしている - 監査員自身が関与する業務領域を含んでいない
審査員補	フルタイムで 4 年間	2 年間	IRCA 認定 審査員/主任審査員トレーニングコース もしくは 関連の IRCA 認定 審査員コンバージョンコース（すでに他のスキームで評価登録されている審査員/主任審査員の場合）	要求なし
審査員	フルタイムで 4 年間	2 年間	IRCA 認定 審査員/主任審査員トレーニングコース もしくは 関連の IRCA 認定 審査員コンバージョンコース（すでに他のスキームで評価登録されている審査員/主任審査員の場合）	<ul style="list-style-type: none"> - 4 回のフルマネジメントシステム審査/監査 - 審査/監査サイクルのすべての要素をカバーしている - 20 日間、そのうち 15 日間はオンサイト
主任審査員	フルタイムで 4 年間	2 年間	IRCA 認定 審査員/主任審査員トレーニング コース もしくは 関連の IRCA 認定 審査員コンバージョンコース（すでに他のスキームで評価登録されている審査員/主任審査員の場合）	<p>審査員と同様 さらに</p> <ul style="list-style-type: none"> - 審査チームのリーダーとして 3 回のフルマネジメントシステム審査 - 15 日間、そのうち 10 日間はオンサイト
プリンシパル審査員	申請する審査員スキームに関連するフルタイムの経歴 8 年間	6 年以上 IRCA に認証登録されている主任審査員（あるいは受容できる同等の資格） もしくは マネジメントシステム審査員として認定された認証機関に 3 年間以上雇用されていることを示す証拠の提出 もしくは 第三者認証審査を実施していることを実証できる確固とした証拠		

6 申請のための指針

6.1 トレーニングコース

IRCA の登録審査員になるためには、IRCA 認定のトレーニングコースを申請の直近 5 年間以内に合格修了していなければなりません。トレーニングコースは、申請するレベルとスキームに関連するものである必要があります。

トレーニングコース修了から 5 年以上が経過している場合、関連する継続的専門能力の開発 (CPD) を最近実施している証拠、職務経歴、及びご自身の審査/監査技能が通用するものであることの証拠をご提出いただければ、それを考慮いたします。

ご申請に際しては、トレーニングコースの証明書のコピーを必ずご提出ください。トレーニングコースの証明書のコピーが添付されていない場合、申請の手続きを進めることができません。IRCA は証明書に関する情報について、関連の組織及び/ もしくは個人に確認させていただく場合があります。

IRCA は、トレーニングコースの受講証明書は受付けていません。証明書はコースの「合格修了」を証明するものでなければなりません。

例外的な状況では、IRCA 認定でないコースを受け入れる場合があります。

IRCA 認定研修コースを提供する IRCA 認定研修機関は、IRCA ジャパンのウェブサイトに掲載されているリストをご参照ください。

6.2 審査/監査経歴

ご自身の審査/監査経歴を IRCA 審査ログシート (IRCA/106) に記載し、ご提出ください。ログシートの様式は、IRCA ジャパンのウェブサイトからダウンロードできます。

6.3 審査/監査

審査員評価登録の要件として認められる審査/監査は以下のようなものです:

- 評価登録申請に先立つ 5 年以内に実施されている
- IRCA 認定トレーニングコースを合格修了したのちに実施されている
- 審査/監査の指針規格である ISO 19011もしくはISO 17021 に従って実施されている
- 申請しようとしているスキームに関するISO規格、もしくは受容される同等規格に対して実施されている

代替として認められている国内規格、国際規格、あるいは企業の規格に対する監査/ 審査も認められることがあります。

監査/審査ログには要求されている情報すべてを記載してください。監査/審査ログでご提供いただいた情報について、IRCA がご確認させていただく場合があります。

6.3.1 複合/統合審査:

複合/ 統合マネジメントシステム審査で 2 つ以上の規格を審査した場合、審査工数は規格数で均等に割り振ります。ご申請いただいたスキームに割り振った審査工数のみが該当するものとして認められます。

6.3.2 審査員/主任審査員の申請の場合の内部監査の容認について

審査員、主任審査員及びプリンシパル審査員レベルについても、内部監査の経歴を受け付けることができますが、その場合、その監査が、適用されるマネジメントシステム規格のすべての条項及び要求事項を網羅するフルマネジメントシステム監査であること、また監査される組織の部門からご自身が完全に独立している（例えば、別個の事業単位）ことをお示してください。内部監査の場合、監査ログと一緒に下記の情報をご提出ください:

- 監査員が監査したシステムから独立していることを示す、会社の組織図
- 監査報告書のサンプル
- その他、ご自身の申請内容を裏付ける追加の情報

6.3.3 コンサルタント審査

下記の要件すべてを満たすコンサルタント審査についても受け付けます:

- クライアント（被審査組織）が審査までにすでに完全に構築されたマネジメントシステムをもっており
- 審査するマネジメントシステムの構築に一切関与しておらず
- 審査の適用範囲にマネジメントシステムのすべての要素が含まれている

6.3.4 サーベイランス（部分システム）審査

審査員/ 主任審査員初回認証もしくは昇格の場合、サーベイランス（部分システム）審査は有効な審査として受け付けることができません。

6.3.5 遠隔審査:

遠隔審査活動とは、距離に関係なく、被審査者/被監査者の所在地以外の場所で実施する審査を指します。

監査員/審査員と被監査者/被審査者が遠隔審査においてもオンサイト審査と同程度の双方向のやりとりがあったことが認められる場合、遠隔審査をオンサイトと同等のものとして、要求されるオンサイト審査の工数に含めることを認めます。

双方向のやりとりの方法としては、ビデオ会議、文書及び記録の共有システムなどがあります。適切と思われるより広範な範囲で遠隔審査を実施した場合は、審査の適用範囲や性質といった追加の情報をご提出ください。また、可能であれば、監査/審査計画や報告書などの補完資料もご提出ください。

6.3.6 認められない審査

下記のような監査/審査は受け付けられません:

- 同じマネジメントシステムに対し、12か月間に2回以上の頻度で実施される審査/監査
- 1工数(休憩時間を除いて6時間の審査活動)に満たない審査、ただし、内部監査員のレベルでは、休憩を除いて3時間の監査が受け付けられます
- ギャップ分析、是正処置完了のための訪問及びフォローアップ訪問

IRCA 認定研修コースを合格修了する前に実施した監査/審査、あるいは審査員登録の申請に先立つ5年間よりも前に実施した審査については、特別な事情がない限り認められません。

6.4 受容可能な代替規格

IRCA が ISO 規格の代替として受容可能であると評価した規格に対して実施された監査/審査の実績は認めることができます。各審査員スキームの受容可能な代替規格のリストは <http://japan.irca.org> に掲載されています。

このリストに掲載されていない規格に対する監査/審査についての実績についても認めてほしいという要望がある場合は IRCA ジャパン、ircajapan@irca.org までお問い合わせください。

7 登録の維持について

審査員登録は 5 年間有効です。この有効期間の間、登録を維持するためにしなければならないことは、最初の評価登録の日付から数えて 12 か月ごとに年間登録費をお支払いいただくことです。年間登録費をお支払いいただくと、CQI/IRCA の行動規範に従うことに同意されたことになります。

年間登録費のお支払い期限が来る際に、E メールでお知らせいたします。

8 追加の審査員スキームに申請するには

ご希望により、複数のスキームに評価登録申請をしていただくことができます。

すでに IRCA で評価登録された内部監査員、審査員、主任審査員もしくはプリンシパル審査員であって、追加のスキームの評価登録を申請する場合、初回申請と同じ要求事項を満たしていなければなりません。

追加のスキームに申請するには、第 4 章に記述してある初回申請と同じプロセスに従ってください。ご申請いただく各スキームのすべての要求事項を満たしている必要があります。ただし、審査 / 監査の日数については、すでに評価登録されているスキームの審査が 25% まで認められます。

9 登録の更新

5年間の登録期限の終了時に、登録審査員の登録更新の手続きが必要となります。

更新のためには、前回の更新または初回登録からの5年間に関する下記の書類を提出しなければなりません(必要な書類はご登録レベルに応じ、異なります):

1. 監査/審査経験の証拠(審査/監査ログシート)
2. 継続的専門能力開発の証拠(CPD ログシート)
3. 苦情の報告、CQI プロフェッショナル行動規範順守の表明ほか(IRCA 申告書)

監査/審査ログシート、CPD ログシート、申告書及び行動規範はすべて IRCA ジャパンのウェブサイトからダウンロードできます。

ご提出用書類の準備が整いましたら、必要書類をPDF等で ircajapan@irca.org まで eメールにてお送りいただくか、下記まで郵送でお送りいただきます:

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 ビュレックス麹町

IRCA ジャパン 宛

9.1 監査/審査に関する要求事項

登録更新のために必要な最低限の監査/審査要求事項は下記の表のとおりです。

レベル	監査/審査要求事項
内部監査員補	監査は要求されていません
内部監査員	8 件, オンサイト監査 25 時間
審査員補	監査/審査は要求されていません
審査員	8 件 そのうち、3 件はフルシステム監査/審査 オンサイト監査/審査 13 日間
主任審査員	8 件 そのうち、3 件はフルシステム監査/審査 1 件は 2 名以上のチームのリーダー オンサイト監査/審査 13 日間
プリンシパル 審査員	当該マネジメントシステムに関連する職務を引き続き行っていること、並びに監査/審査もしくは関連の活動を実施しているという証拠

9.2 継続的専門能力開発 (Continuing professional development - CPD)

継続的専門能力開発 (CPD) とは、ご自身の専門的で技術的な職務を果たすための知識、技能及び個人的資質を維持し、改善し、広げることです。別の言葉で言うと、CPD によって、監査員/審査員は、IRCA の行動規範で要求されているように、「自らの役割を成功裏に遂行するため、専門的知識及び力量を維持する」ことができます。

CPD プロセスをもっとも効果的に行うために、IRCA は **Plan, Do, Check, Act (PDCA)** のアプローチを取ることをお願いしています。

9.2.1 計画のフェーズ

まず、下記のことを考慮しながら、ご自身の学習 (開発) の目標を特定してください

- 規格、規制及び法令、業界、ご自身の専門分野における変更
- ご自身の職務と目標
- ご自身の強みと弱み
- 同僚、雇用主、顧客組織や顧客から受けたフィードバックや顧客の計画や要求事項
- IRCA は、すべての監査員/審査員が[力量のフレームワーク](#) を利用されることを強く推奨しています

CPD には、非常に幅広い学習活動を含むことができます。教室などで学ぶコースに限る必要はなく、ご自身の監査/審査のスキームに関連することに限る必要もありません。ご自身の専門的能力開発に役立つものであればどのような学習活動でも構いません。

したがって、監査/審査関連、スキーム関連、あるいは業界特有もしくはもっと一般的なビジネス関連、あるいはリーダーシップスキルといったものも含まれます。監査/審査ツールや技術の理解をリフレッシュするコース、規格の変更に関するコースの受講なども、監査/審査の専門家として変更に追いついていくために有用な方法です。ご自身の会社で実施されるトレーニング/研修や学習も研修機関からのトレーニング/研修と同じく CPD として適用できます。

9.2.2 Do のフェーズ

Do のフェーズは、上記の Plan のフェーズで特定された目標に従い、実施された学習開発の活動が該当します。

IRCA は、最低限の時間数、あるいは最低限の活動を指定していません。ご自身の専門性に関連するすべての活動、ご自身で特定された学習（開発）の目標を達成するためのすべての活動を考慮します。目安としては、年におおよそ 10 ～ 15 時間を専門性の開発の活動に当てていただくことを目指してください。

9.2.2.1 CPD 活動の例

- 教室型やオンラインのトレーニング/研修コース
- セミナーや講義、ウェブセミナーも含まれます
- コンファレンスやイベント
- 例えばIRCA のLinkedIn グループなどの専門的なネットワーク、フォーラムなどで積極的に活動すること
- ご自身の業界や専門領域に関連する新聞、雑誌、あるいはインターネットの記事などを読むこと、例えばIRCA のKnowledge やQuality World など
- 自己学習

IRCA のウェブサイトから、レポートや記事あるいはウェブセミナーなどのオンラインのリソースにアクセスできます。また、e-library（英語）からは数千にも及ぶ学会誌、雑誌、業界関連の出版物にアクセスできます。これらすべてのリソースが継続的専門能力開発に役立ちます。

9.2.3 Check 及び Act

IRCA は、CPD の中でこの最後の 2 つの段階が最も重要だと考えています。というのは、Check の段階では学習活動を振り返り、Act の段階では学習活動の影響を評価することができるからです。これら最後の 2 つの段階により、今後のさらなる開発（学習）の計画が容易になります。

Check: Do のフェーズで行った各活動で何を学んだかについて振り返らなければなりません。

Act: 実施された学習がご自身のパフォーマンスに与えた影響についてレビューしなければなりません。このことも、次の CPD サイクルに役立ちます。

9.2.4 CPD を記録する

CPD は実施したときに、その都度、記録しておくといでしょう。CPD ログシートには下記の事項を記載してください:

- 開発 (学習) の計画 (Plan のフェーズ)
- 実施した活動のリスト (Do のフェーズ)
- 各活動に関して、何を学んだかについてサマリーを記入し (Check のフェーズ)、その学習によってご自身の業務や、雇用主、ステークホルダーにどのような影響があったかの例を示してください (Act のフェーズ)
- (最初のPlanの欄に) 次の12か月のCPD の計画を追記して行ってください (5年目には、最終ページに次期のCPD の計画を記入します)。

10 昇格の方法

昇格の申請はいつでも行うことができます。

昇格申請をするためには、審査/ 監査ログと申請の根拠となる追加の情報を、昇格申請費と一緒に送ってください。5 年の認証登録期限の最後、つまり登録更新と同時期に申請いただいた場合は、昇格申請費は掛かりません。

昇格申請費に関する情報は <http://japan.irca.org/certification/fees/> をご覧ください。昇格の申請をされても、登録の有効期限は変更されません。

昇格についてご不明な点があれば、どうぞ ircajapan@irca.org までお問い合わせください。

11 審査員登録の移転

現在、他の審査員登録機関に登録されている資格を IRCA へ移転するには、下記の情報をご提出ください:

- IRCA審査員登録申請書
- 審査員トレーニングコースの合格証明書の写し
- 監査/審査のログ
- CPD のログ

IRCA へ審査員登録を移転するためには、当該規格及びレベルに要求される更新要求事項を満たす必要があります。

12 規約

12.1 異議申立て及び苦情

申請者には IRCA の評価登録に関する決定に対して異議を申し立てる権利があります。異議を申し立てるには、ircajapan@irca.org 宛て、メールにて申立てをおこなってください。当該異議申立てについて、申請者と IRCA 双方が満足のいく合意を得ることができなかった場合は、IRCA 苦情手順 をご参照ください。

12.2 評価登録に関する処置

IRCA は、以下 3 つの理由で、認証を一時停止もしくは取り消しとする権利を有します：

- 評価登録されているレベルの登録基準を満たすことができない
- 行動規範に違反している
- 必要な費用を支払っていない

12.3 機密保持

評価登録のためにご提出いただいたすべての情報、通信内容及び文書は厳重な機密情報として取り扱われます。

IRCA は、<http://japan.irca.org/>にて閲覧可能な登録名簿に、各認証登録審査員の関連情報を掲載する権利を有します。

IRCA は、評価登録された審査員の記録の内容を、他の審査員認証機関及び認定機関に公開する権利を有しています。ただし、IRCA は、この情報の公開を差し控えることが認証の完全性を損なうとみなした場合においてのみ、この情報を公開します。

12.4 法的位置づけ

IRCA の審査員評価登録及び登録の管理に関わるすべての活動は、イングランド及びウェールズの法律に準じて管理され、イングランド及びウェールズの法廷の管轄に属します。

12.5 費用

費用は、年次で設定され、暦年 (1 月 1 日～12 月 31 日) が適用されます。現在の費用の詳細については、<http://japan.irca.org/certification/fees/> をご参照ください。

12.6 申請及び昇格の費用

IRCA は、申請もしくは昇格の費用をお支払いただかない場合は申請の手続きを進めることができません。

申請費及び昇格申請費は、登録の成否にかかわらず返金されません。登録更新の際に昇格する場合は、昇格費のご負担はありません。

12.7 年間登録費

年間登録費については、IRCA からの初回評価登録のご連絡の際に初年度分のご請求書をお送りし、その後毎年ご請求する形になります。その後の年間登録費は支払い期限の 3 か月前に通知をいたします。年間登録費を受領しましたら、IRCA のカードが発行されます。期限が過ぎて 28 日経っても年間登録費をお支払いただけない場合は、認証登録が取り消しとなります。

12.8 IRCA は、審査員登録の申請を拒否する権利を有します。

Copyright IRCA – 2017

All rights reserved. No part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system, or transmitted in any form or by any means without prior permission from the International Register of Certificated Auditors (IRCA).

附属書 I – スキーム固有の要求事項及び指針

1.	附属書 I パート1 – 品質マネジメントシステム審査員スキーム.....	26
2.	附属書 I パート2 – 環境マネジメントシステム審査員スキーム.....	27
3.	附属書 I パート3 – 労働安全衛生マネジメントシステム審査員スキーム	28
4.	附属書 I パート4 – 情報セキュリティマネジメントシステム審査員スキーム.....	29
5.	附属書 I パート5 – 情報技術サービスマネジメントシステム審査員スキーム	30
6.	附属書 I パート6 – 事業継続マネジメントシステム審査員スキーム.....	31
7.	附属書 I パート7 – エネルギーマネジメントシステム審査員スキーム.....	32
8.	附属書 I パート8 – 医薬品マネジメントシステム GMP 審査員スキーム.....	33
9.	附属書 I パート9 – 航空宇宙品質マネジメントシステム 審査員スキーム	35
10.	附属書 I パート10 – 食品安全マネジメントシステム 審査員スキーム	39
11.	附属書 I パート11 – 社会システム 審査員スキーム.....	42
12.	附属書 I パート12 – EICC-GeSI 審査員スキーム	44
13.	附属書 I パート13 – 海上安全マネジメント審査員スキーム	47

1. 附属書 I パート1 – 品質マネジメントシステム審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています。

- 基本的な品質マネジメント原則に関する知識
- 組織内で適用されている品質マネジメントのツール及びテクニックの理解 – 審査員/ 監査員が品質マネジメントシステムを評価し、審査/ 監査所見及び結論を導き出すために必要となる
- 組織の業務活動及び相互関係の理解 – 製品品質との関係を理解するために必要となる

QMS スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています：

ISO 9001: *品質マネジメントシステム – 要求事項*

本スキームの対象者に関するガイダンス

- 品質マネジメント審査員/ 監査員、例えば、第三者認証機関に雇用されている審査員、または購買組織に雇用されている二者監査員
- 品質マネジメントの実務者、例えば品質マネジメントコンサルタント、品質マネジャー及び第三者認証機関のマネジャー
- 自組織内で、品質マネジメント監査（内部監査）を実施する従業員

2. 附属書 I パート2 – 環境マネジメントシステム審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています。

- 環境側面及び環境影響の知識
- 側面の著しさを判断する能力
- 地域の環境法規に関する知識
- 環境マネジメントの方法及びテクニックの理解 – 審査員/監査員が環境マネジメントシステムを調査し、適切な審査/監査所見及び結論を導き出すために必要となる
- 環境科学及び技術の理解 – 監査員が人間の活動と環境の根本的な関係を理解するために必要となる
- 業務上の技術的側面及び環境側面の理解 – 組織の活動、製品、サービス及び業務と環境との相互関係を理解するために必要となる

EMS スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています：

ISO 14001: *環境マネジメントシステム – 要求事項及び利用の手引き(最新版)*

本スキームの対象者に関するガイダンス

- 環境審査員/監査員、例えば、第三者認証機関に雇用されている審査員、あるいは購買組織に雇用されている監査員
- 環境の実務者、例えば環境コンサルタント、環境マネジャー及びその他の環境関係の要員
- 自組織内の環境監査を実施する従業員、すなわち内部監査員

3. 附属書 I パート3 – 労働安全衛生マネジメントシステム審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています：

- この文書 (IRCA 1000) 内で詳述されている一般的な審査/監査技能
- OH&S マネジメントの方法及びテクニック — OH&S マネジメントシステムを調査し、適切な審査/ 監査所見及び結論を導き出すために必要
- OH&S の技術的な力量、例えば、化学的/物理的/生物学的なハザードを含む、作業現場におけるリスク及び安全衛生活動の管理； 業務を実施している国あるいは地域における法令上及び組織上のファクター
- 下記のような業務経歴が受け入れられます：
 - OH&S 法規制を順守した設備運営に関与する、マネジャー、監督者、技術なあるいは専門家としてのフルタイムの経歴
 - 安全衛生の順守マネジメントに関与する OH&S もしくは統合マネジメントシステムの実施及び維持
 - 規制当局に代わり、安全衛生法規制の順守を監視する
 - 認定された認証機関の審査員として OH&S マネジメントシステムを審査する
 - 雇用されている組織のために、供給者が容認される OH&S マネジメントシステムを誠実に運用しているかを評価する
 - OH&S に関する適切なコンサルタントサービスの提供
 - OH&S リスクアセスメント及びすべてのタイプの安全監査/審査（システム監査/審査でなくてもよい）のマネジメントにフルタイムで関与している

OH&S スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています：

BS OHSAS 18001: 労働安全衛生マネジメントシステム – 要求事項 (最新版)

HSG65 及び BS8800 (最新版)

本スキームの対象者に関するガイダンス

- 審査/ 監査のマネジメントのパフォーマンスにおいて核となる力量を実証しようとする労働安全衛生のプロフェッショナル
- OH&S の課題について多大な理解と知識を有する、あるいは OH&S もしくは統合マネジメントシステム 審査/監査に参加するために十分な力量を実証することのできる他のマネジメントシステム審査員/監査員 (例えば、品質、環境、IT など)
- 審査/監査の力量の評価を受けたいと考えている労働安全衛生マネジメントシステム審査員/監査員

4. 附属書 I パート4 – 情報セキュリティマネジメントシステム審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています：

- ISMS の適用の範囲に関する知識
- 業務を実施している国々で適用される情報セキュリティ関連の情報についての知識
- 情報セキュリティマネジメントで使用されるテクニックとツールの知識
- ISMS がビジネスに与える可能性がある影響の理解
- 資産及び責任者 (owner) の明確化が重要であることの理解
- 管理目的とそれにどう対応するかに関する知識
- リスクアセスメント及びリスクの特定に関する知識
- 脅威、脆弱性及び影響についての理解
- リスクアセスメントとリスク評価の違いの理解
- リスク対応、適用、残留リスク及びリスク対応計画のレビューの方法に関する理解
- ISMS における適用宣言書の重要性、及び適用宣言書をどう使うのかということに関する知識と理解
- 情報セキュリティ事象とインシデントの違いに関する知識

ISMS スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています：

- ISO/IEC 27001 *情報技術 – セキュリティ技術 – 情報セキュリティマネジメントシステム – 要求事項*
- ISO/IEC 27002 *情報技術 – セキュリティ技術 – 情報セキュリティマネジメントの実践のための規範*
- ISO/IEC 27006 *情報技術 – セキュリティ技術 – 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の審査及び認証を行う機関に対する要求事項*
- ISO/IEC 27001 は、ISO 9001 品質マネジメントシステム – 要求事項、及びISO 14001 環境マネジメントシステム – 要求事項及び利用の手引きと対応し、合致しています。

本スキームの対象者に関するガイダンス

- ISMS 審査員/監査員、例えば、第三者認証機関に雇用されているまたは契約している審査員、及びISMS の内部監査もしくは二者監査に関与している要員
- 情報セキュリティの実務者、例えば、情報セキュリティコンサルタント、IT セキュリティマネジャー及びIT 関連の要員
- 自組織の中でISMS 監査を実施する従業員、すなわちISMS 内部監査員

5. 附属書 I パート5 – 情報技術サービスマネジメントシステム審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています:

- IT サービスプロバイダーの役割及び責任についての知識
- ITMS 関連のガバナンスの重要性に関する知識
- ITサービスマネジメントの知識に関する基本的トレーニング (例えば、IRCA は、ITIL® ファンデーション証明書または同等のトレーニングを本要求事項を満たすものとして受け入れています)
- ITIL® の知識 (IRCAは、ITIL®ファンデーション証明書または同等のトレーニングを本要求事項を満たすものとして受け入れています)
- ITMS に適用されるリスク分析を通じた明確化とマネジメントの理解
- サービスレベル合意書 (SLA)、サービスマネジメントシステム (SMS)、及びサービスマネジメント計画及びそれらの相互関係の理解
- リリース及び展開管理、並びに合意したリリース方針の重要性の理解
- 構成管理及び構成品目 (CI) の重要性の理解
- 継続性及び可用性を含むサービス提供、並びに問題解決プロセスの理解
- 顧客関係管理及び SLA の重要性の理解

ITSMS スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています:

ISO 20000: *情報技術 – サービスマネジメント (最新版)*

本スキームの対象者に関するガイダンス

- 自組織の中でIT サービスマネジメントシステム監査を実施する従業員、すなわち内部監査員
- IT サービスマネジメントシステム審査員/ 監査員、例えば第三者認証機関の審査員、あるいは購買組織の二者監査員
- IT サービスマネジメント実務者、例えば IT サービスマネジメントコンサルタント、及びその他のIT サービスマネジメントの要員

6. 附属書 I パート6 – 事業継続マネジメントシステム審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています：

- 下記を網羅する事業継続マネジメント原則の知識
 - BCM 方針及び事業継続プログラムの管理
 - 組織の理解 – 影響及びリスク
 - BCM 戦略の決定
 - BCM 対応の策定及び導入
 - BCM の取決めの演習、維持及びレビュー
 - 組織文化に BCM を根付かせる注：IRCA は上記の証拠として、BCI 認証試験 (CBCI) の修了を認めます。
- 事業継続マネジメントに関するコアプロセス及びそれらの相互関係の理解 — BCMS を調査し、適切な監査 / 審査所見及び結論を導くために必要となる
- 事業継続マネジメント及び供給者の継続マネジメントに基づく関係プロセスの理解
- 起こり得る脅威及び影響の明確化、中断（混乱）及び事業継続インシデントへの対処に基づく解決プロセスの理解
- 監査/審査を実施する事業の状況を把握するために必要なプロセス及びサービスを含む製品の知識
- 監査/審査を行う特定のセクター及び地域内の、BCM に関係する関連規格、規制あるいは法的な要求事項の理解
- BCM はトップマネジメント主導で事業プロセスと一体化されていることが必要であること、及び当該 BCM が効果的に維持されているかを評価するための経験
- トップマネジメントのリーダーシップ、計画及びパフォーマンス評価を通じた継続的改善の本質の理解

BCMS スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています：

ISO 22301: *社会セキュリティ – 事業継続マネジメントシステム – 要求事項*

本スキームの対象者に関するガイダンス

- BCMS 審査員、例えば第三者認証機関に雇用されている審査員、あるいは購買組織に雇用されている監査員
- BCMS 実務者、例えば上級経営層、BCMS コンサルタント及びその他のBC 関連の要員
- 自組織で BCMS 監査、すなわち内部監査を実施する従業員

BS 25999 から ISO 22301 への移行に関する指針

BS 25999 から ISO 22301 への移行に関する指針は、IRCA ウェブサイト <http://japan.irca.org/> の当該スキームのページをご確認ください。

7. 附属書 I パート7 – エネルギーマネジメントシステム審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています：

- エネルギーマネジメント及びエネルギー効率の原則の知識
- 燃料の燃焼、熱伝導及びエネルギーフローの原則の理解
- エネルギー規制、指針及び規格といった関連する情報源の理解
- エネルギー効率向上に必要な一般的な手法及び技術の理解
- エネルギー測定装置、電源、コスト、料金及びスケジュールを解釈する能力
- エネルギー使用データを分析する手法を精査する能力
- エネルギーベースライン、エネルギー目標、パフォーマンス指標、監視及びパフォーマンス測定を分析する能力
- 組織のプロセス及び設備がエネルギー効率に及ぼす影響の理解
- エネルギーマネジメントの手法及び技術の理解 — 審査員/監査員がエネルギーマネジメントシステムを調査し、適切な審査/監査所見及び結論を導き出すために必要となる

注：目安として、エネルギー研究所（英国）のエネルギーマネジメント基礎コース（もしくは同等のコース）などの証明書は、エネルギーマネジメント関連の高度な資格と同様に、この要求事項を満たすものと考えられます。

EnMS スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています：

ISO 50001: エネルギーマネジメントシステム – 要求事項及び利用の手引き (最新版)

本スキームの対象者に関するガイダンス

- エネルギーマネジメントシステム審査員/監査員、例えば第三者認証機関に雇用されている審査員、あるいは購買組織に雇用されている監査員
- エネルギーマネジメント実務者、例えばエネルギーコンサルタント及びその他のエネルギー関連の要員
- 自組織でエネルギーマネジメントシステム監査、すなわち内部監査を実施する従業員

8. 附属書 I パート8 – 医薬品マネジメントシステム GMP 審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています：

- 医薬品のライフサイクルの理解
- 医薬品 GMP 及び関連の医薬品法規、例えば *EudraLex – Volume 4* あるいはそれに関連する 21 CRF standards の知識及び理解

これを証明するためには以下の証拠が必要です：

- GMP 認識研修コースを合格修了した証拠

もしくは

- GMP 関連における 2 年間の業務経歴の証拠

- 医薬品のサプライチェーン、及び医薬品サプライチェーンのグローバル化に伴う個々の供給者の状況、並びにそれに関連する保管/流通要求事項の知識及び理解
- ICH Q8 (最新版)、及び ICH Q9 品質リスクマネジメント (最新版) と ICH Q10 医薬品品質システム (最新版) の相互関係についての知識

これを証明するためには以下の証拠が必要です：

- GMP 認識研修コースを合格修了し証拠

もしくは

- GMP 関連における 2 年間の業務経歴の証拠

- 製剤原料、最終製品、出発物質及び成分に関するパラメータ及び特質を含む対応戦略確立のための患者リスク及び一般リスクマネジメントの理解。これは適用される GMP と業務上、具体的に関連付けられていることが望ましい
- 医薬品品質マネジメントシステムの要求事項、及びその管理が維持され、製品のライフサイクルを通して継続的改善を促進することが重要であることの理解
- 審査員/監査員が審査/監査するプロセスに関して要求される GMP の理解、例えば：
 - 医薬品有効成分の供給者の適合性を評価する審査員は、*EudraLex – Volume 4 Part 2: ICH Q7 Manufacture of drug substances*、及び製剤原料が開発されている場合はこれに追加して、ICH Q11 に精通していなければなりません。
 - バイオテクノロジー企業で内部監査を実施する監査員は、*EudraLex – Volume 4 (Good manufacturing practice guidelines)* 及びその *Annex 2: Manufacture of biological medicinal products for human use* に精通していなければなりません。

審査/監査要求事項

内部監査員レベルの初回認証及び認証の更新では、フルマネジメントシステム監査でないものも含め、すべての GMP 監査が認められます。審査員/主任審査員のレベルの初回認証及び認証の更新では、GMP のフルマネジメント審査/監査のみが認められます。

注: フルマネジメントシステム審査/監査の場合は、すべてその旨、審査ログシートにご記入ください。

医薬品 GMP スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています:

- ヨーロッパ – The GMP Directive 2003/94/EC and *EudraLex – Volume 4*
- アメリカ合衆国 - CFRs Title 21, Parts 210 and 211
- ICH Q10: 医薬品品質システム (最新版)
- ICH Q9: 品質リスクマネジメント (最新版)
- ICH Q8: 製剤開発 (最新版)
- ICH Q7: *Good manufacturing practice guide for active pharmaceutical ingredients*
原薬 GMP ガイドライン
- ISO 19011: マネジメントシステム監査のための指針 (最新版)
- ISO 17021: マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 (最新版)

本スキームの対象者に関するガイダンス:

- 自組織の中でGMP及び医薬品品質マネジメントシステムのフルシステム監査もしくは部分監査を実施する内部監査員
- 下記の審査/監査を実施する医薬品審査員/監査員
 - 出発物質及び包装資材の供給者
 - サービスを委託した業者
 - 製造業務
 - 包装業務
 - 試験室
 - 倉庫及び物流業務
- 製薬業界の中でクライアントのために審査を実施する第三者医薬品審査員
- 医薬品品質実務者 – コンサルタント、監査プログラムマネジャー及びその他の関連する要員
- 規制順守確認のために規制当局が行う医薬品業務監査
- 下記を含む、供給者のGMP フルシステム、医薬品品質マネジメントフルシステムの審査を行う第三者認証機関の医薬品審査員
 - 原材料及び成分供給者の審査
 - 製品のライフサイクルの異なる局面の審査 (すなわち、研究開発、臨床試験段階の製造、販売用製品の製造、物流及び供給、及び製造中止)

注: 包装及び医薬品添加剤の PQG 供給者規格の審査員/監査員研修や審査員/監査員認証が必要な場合、詳細は [CQI's Pharmaceutical Quality Group's website](#) をご覧ください。

9. 附属書 I パート9 – 航空宇宙品質マネジメントシステム 審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています。これは、サービス及び製品に耐空性、規制、法令あるいは航空宇宙特有の要求事項があるためです。航空宇宙用に作られているのであっても、座席やキャビンの設備、単純な締結部品、一般的な鍛造品、鋳造品、加工品あるいは機械加工部品といった製品の経験のみでは十分とは言えません。というのは、これらは下記に示すような耐空性の要求事項というよりも、むしろ一般的な技術要求事項の対象だからです。

下記に挙げる航空宇宙産業品質、規制及び/もしくは軍事用航空宇宙要求事項の航空宇宙産業特有の側面の大半についての知識及び力量を実証することが望まれます：

- 初回品検査
- 耐空性及び安全の要求事項
- 航空宇宙資材のトレーサビリティ要求事項
- 航空宇宙下請負契約者の承認及び管理
- キー特性のばらつき管理
- 航空宇宙QMS 要求事項のフローダウン
- 異物による損傷/破片 (FOD) の防止
- 顧客支給品の使用
- 校正管理及び確実な回収のシステム
- 承認権限者の印
- 不適合資材のマネジメント
- サンプリングによる検査/統計的プロセス管理要求事項及び制限事項
- 特殊工程
- 形態管理(コンフィギュレーションマネジメント)/ 要求事項管理
- 航空宇宙製造技術
- 工具の管理
- 設計開発の検証及び妥当性確認

審査員研修要求事項

航空宇宙審査員/監査員の全レベルについて、（最低限）申請を希望するレベルに対応する IRCA 認定の QMS 審査員/監査員研修コースを合格修了していなければなりません。

航空宇宙審査員/監査員の全レベルについて、業務経歴は直近 5 年間のものでなければなりません。ただし、直近 5 年以内に AS 9100 審査員研修コースなどの航空宇宙に特化した審査員のコースを合格修了している場合は、この限りではありません。

航空宇宙の適用範囲をすでに登録している認証に追加する: 9100/9110/9120

審査員/監査員認証登録に 9100/9110/9120 航空宇宙審査の適用範囲を追加したいと希望する審査員/監査員は、認証を得るために広く認められている AQMS 9100/9110/9120 のコースを受講しなければなりません。自習は認められません。

追加の審査/監査要求事項

すべてのレベル:

航空宇宙の認証の適用範囲に 9100/9110/9120 の航空宇宙規格を追加したい場合、提出する審査/監査のログでこれらのいくつか、もしくはすべてを網羅しなければなりません（授与される適用範囲はご提出いただいた審査実績に沿ったものとなります）。

CPD 要求事項

内部監査員及び内部監査員補以外のすべてのレベルが要求の対象となります:

毎年（平均）最低 15 時間の適切な CPD を実施しなければなりません。各年（平均）、これらのうち最低限 9 時間は航空宇宙産業もしくはサービス固有の審査技能に直接関係し、航空宇宙規格及び規制に関する知識を最新に保つためのものでなければなりません。

最新の知識に保つための方法として認められるものとしては下記のものがあります:

- 認証機関もしくはコンサルタントに雇われて実施した航空宇宙関連企業の審査/監査
- 航空宇宙 QMS、例えば AS/EN9100、AS/EN9110 及び EASA Part 21 もしくは Part 145 の研修コースへの出席
- 航空宇宙業界の主要元請が供給者に対して実施するコース、その他の研修コース、あるいは CQI や同等の会員組織が運営する品質グループの会員資格

認められる業務経歴についての指針

注 1

認められる「航空宇宙の経歴」は、航空宇宙業界の主要元請もしくは主要元請の主要供給者として、エンジン部品、航空電子機器、着陸装置、機体部品あるいは付属部品の設計もしくは製造、あるいは修理/保守を行う組織で下記を取得している企業に雇用されていた経歴です。

- AS9100/EN9100 認証
- AS9110/EN9110 認証
- FAR/EASA Part 21 もしくは Part 145 の認可
- 耐空性規格に対する CAA、JAA もしくは FAA の認可
- ISO 9001、航空宇宙用に作られているのであっても、上記の耐空性の要求事項というよりも、むしろ一般

的な技術要求事項の対象である、座席やキャビンの設備、単純な締結部品、一般的な鍛造品、鋳造品あるいは加工品といった製品での経歴ではないということを申請者が明確に実証できる場合

下記での雇用もまた、航空宇宙での業務経歴要求事項を満たすものと考えられます：

民間、軍用（軍関係の要員を含む）の航空宇宙組織、宇宙関連組織、例えば国家航空局（NAA）、欧州宇宙局（ESA）、NASA、もしくは防衛省/国防庁（MOD/DoD）で航空宇宙関連が主たる責任分野である部署。

注 2

注 1 で記述された組織内で「航空宇宙での経歴」として認められるには、申請者の役割が航空宇宙 QMS に関連するものであった場合です。例としては、品質マネジャーもしくは品質管理技術者、品質規格の設定、設計の意図に沿った製品もしくは製造方法の妥当性確認に関与する、生産もしくは製造技術者、耐空性要求事項に関与する設計技術者、供給者の QMS もしくは航空宇宙要求事項に適合した製品の評価をする供給者品質技術者、国家航空局（NAA）、宇宙局もしくは防衛局に勤務していて、適切に承認された航空宇宙元請組織もしくは元請組織への供給者からの航空宇宙製品の設計、製造及び調達の監視、これらの組織の品質マネジメントシステム及び耐空性要求事項への適合を評価する責任を持っている方。また、軍関係の要員で、軍用機、また関連する航空システム及びサブシステムの補修や整備に関する直接の経験を持っている方。

航空宇宙 QMS スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています：

- ISO 9001: 品質マネジメントシステム – 要求事項（最新版）
もしくは
- AS/EN/JSIQ 9100: 品質マネジメントシステム – 航空宇宙 – 要求事項（最新版）
もしくは
- AS/EN 9110: 品質マネジメントシステム – 航空宇宙 – 整備組織の要求事項（最新版）

注 a): AS 9120: *Quality management systems – Aerospace – Requirements for stockist distributors* (品質マネジメントシステム – 航空宇宙 – 卸売り流通に対する要求事項) もありますが、IRCA の航空宇宙セクタースキームで扱うほど十分に包括的とは言えないので、この規格単独の審査/監査は審査/監査の実績としては認められません。

注 b): IRCA の航空宇宙 QMS スキームを国際航空宇宙品質グループの ICOP スキームと混同しないでください。IRCA のスキームは、OASIS データベースに登録するための上記規格の認証審査を実施する審査員としては不十分です。

本スキームの対象者に関するガイダンス：

- 航空宇宙要求事項の有効性及び適合性を確認することが必要な QMS 審査員/監査員、例えば、第三者認証機関（ただし、ICOP 認証は対象外です）に雇用されている審査員、あるいは購買組織の二者監査を実施する監査員、あるいは内部監査員レベルの能力では審査しきれない規模もしくは複雑性のある

第一者監査を組織に代わって実施する監査員

- 品質実務者、例えば品質コンサルタント、品質マネジャー及びその他の品質関連の要員で、登録レベル以上の理解や専門性が要求される方
- 技術関連の要員/耐空性検査官などで、民間航空宇宙規制当局、政府の軍用航空宇宙組織での雇用経験がある方

10. 附属書 I パート10 – 食品安全マネジメントシステム 審査員スキーム

重要留意事項:

- 当スキームのパート1 では、IRCA の監査員/審査員のすべてのレベルにご申請いただけます。
- 当スキームのパート1 については、一般的な審査員基準 の第5章 が適用されます。
- 本スキームのパート2 でご申請いただけるレベルは2 つのみ、ISO 22003 に基づく審査員 及び主任審査員レベルのみです。
- 本スキームのパート2 については、一般的な審査員基準の5.3 項全体が適用されます

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています

FSMS スキームのパート 1 への申請:

- フードチェーンでの実務経歴、できればマネジメントシステムの導入及び/もしくは運用について理解している
- 食品安全プログラムに関連する食品科学の理解
- 食品安全に関わる重要な法規制の知識
- 前提条件プログラムの理解
- GMP、GHP、GAP、GVP などの適正実施指針 (good practice guide) の知識
- コーデックス規格で規定されている HACCP の原則の理解
- 食品安全リスクマネジメント及びリスク軽減の原則の理解、例えばリスクレベルの決定のプロセス
- 食品安全マネジメントの方法及び技術の理解 — 審査員/監査員が食品安全マネジメントシステムを調査し、適切な監査/審査所見及び結論を導き出すために必要となる

FSMS スキームのパート 2 への申請:

上記パート 1 に追加して下記を満たす必要があります:

- 認証を希望するカテゴリ（下記のカテゴリ参照のこと）に対する、一般微生物学及び一般科学を含む中等後教育に相当する、容認できる資格。これには、科学分野の学位もしくは同等の資格、あるいは認知されている機関から授与された、独立した資格などが含まれるでしょう。カテゴリを追加するためには、それぞれに対してこういった資格が必要となります。
- FSMS 審査員コンバージョンコースにより研修の要求事項を確保している方は、追加で HACCP 原則、ハザード評価及びハザード分析、関連する前提条件プログラムを含む食品安全マネジメントの原則に関する1日コースを最低限受講している必要があります。

パート2: 審査経歴

- 最初のカテゴリに初回認証を申請する際には、FSMS 審査を最低12日間、すべて申請者の力量を証明する力量を持つ、主任審査員（もしくは同等の資格がある）の指示及び指導の下で実施している必要があります。審査は申請するカテゴリにおける4つの異なる組織に対して実施していなければなりません。
- カテゴリを追加する際には、新規カテゴリの資格を持つ審査員の指示と指導の下で、4つのFSMS 審査を実施することが要求されています。

パート 2: 登録の更新

- 最低限、各年度 5 件の外部審査の実績が必要です。そのうち少なくとも 2 件はFSMS審査でなければなりません。
もしくは
- 各年度、少なくとも4 件のFSMS 実地審査
もしくは
- 各年度10日間のFSMS 審査

FSMS スキームは、下記の審査/監査規格に基づいています:

パート 1:

ISO 22000: 食品安全マネジメントシステム – フードチェーンの組織に対する要求事項(最新版)

パート 2:

パート 1 と同じですが、第三者認証審査のみを実施する審査員に対する ISO/TS 22003に基づく追加の要求事項があります。

本スキームの対象者に関するガイダンス:

パート 1:

- 環境衛生オフィサー
- 品質、環境もしくは安全衛生マネジメントシステムの審査員/監査員で、食品安全の課題について広 範な理解があり、食品安全もしくは統合マネジメントシステムの審査/監査に参加するための力量を実施できる方
- 審査の力量の認知を望む食品安全審査員/監査員

パート 2:

- 認定機関もしくは認証機関で第三者審査を実施する審査員で、ISO 22000（最新版）及び ISO/TS 22003（最新版）もしくは容認される代替規格に対する審査を実施している方

FSMS スキーム パート 2 – フードチェーンカテゴリ (ISO/TS 22003 による)

カテゴリ コード	カテゴリ	分野の例
A	畜産・水産業 (動物)	動物、魚、卵生産、乳生産、養蜂、漁業、狩猟、捕獲
B	農業 (植物)	果実、野菜、穀物、香辛料、園芸作物
C	加工 1	獣肉、家禽肉、卵、酪農及び魚製品 (腐敗しやすい動物性食品、農業生産後のすべての活動、例えば、屠殺を含む)
D	加工 2	生果及び生ジュース、保存加工された果実 (腐敗しやすい野菜、生野菜及び保存加工された野菜製品)
E	加工 3	缶詰、ビスケット、スナック、油脂、飲料 (常温で長期保存できるもの)、水、麺類、穀粉、砂糖及び塩
F	飼料生産	動物飼料、水産飼料
G	ケータリング	ホテル及びレストラン
H	流通	直売店、小売り及び卸売り
I	サービス	給水、洗浄/清掃、排水、廃棄物処理、製品/プロセス及び機器の設計、獣医サービス
J	輸送及び保管	輸送及び保管
K	装置の製造	工程用装置、自動販売機
L	(生化学) 化学製品	添加物、ビタミン、農薬、薬品、肥料、洗浄剤の製造、培養物
M	包装資材	包装資材の製造

11. 附属書 I パート11 – 社会システム 審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています：

- 労働及び倫理問題に関係のある、国際的に認知された人権規範、法律及び規制
- 労働、倫理、安全衛生、及び環境問題に関係のある、関連業界の行動規範、法的要求事項、指針及び規格
- 関連の国際、国内、及びローカルの司法制度及び法的枠組み
- 業務を実施している国もしくは地域における、関連の社会的責任及び労働文化、労働組合、非政府組織 (NGO) 及びその他の利害関係者

審査員/監査員には下記の能力が要求されています：

- 社会システム審査を計画し、実施し、報告する
- 作業員を含む組織の全階層の要員に、口頭及び書面で、責任をもって、明確なコミュニケーションができる
- 給与支払い関連を含む客観的証拠を収集し、評価する手法と技術を適用し、審査/監査基準を満たすように設計されたシステムに適合しているかを判断する
- 正確、適切かつ責任ある審査/監査所見及び結論を導き出す
- 適切な倫理的行動、公平な発言及びプロフェッショナルに課せられた配慮の原則を守る

社会システム審査員スキームは、下記の審査/監査基準に基づいています：

- Worldwide Responsible Accredited Production (WARP) プログラム
- SEDEX Members Ethical Trade Audit (SMETA) – Best Practice Guidance に沿って実施される Ethical Trading Initiative (ETI) Base Code
- 電子産業行動規範 Electronic Industry Code of Conduct (EICC) を用いて EICC0GeSI Validated Audit Process (VAP) 審査実施マニュアルに沿って実施する EICC-GeSI Validated Audit Process (VAP) 審査基準の最新版
- すべての適切な独自スキーム、例えば、下記の国連 (UN) 及び国際労働機関 (ILO) の条約及び主要なマネジメント原則など

関連する国連条約

- 世界人権宣言 – 1948 年、国連総会で第 217A (iii) として採択され、宣言された
- 国連 子どもの権利に関する条約、1924/1959及び1989年
- 国連 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 1979年
- ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則 の三者宣言 2000 年

ILO の主要な条約：

- ILO 条約 第29号、第105号及び勧告第35号（強制労働）
- ILO 条約第87号（結社の自由及び団結権保護）

- ILO 条約第98号（団結権及び団体交渉権）
- ILO 条約第100号及び111号及び勧告第90号及び第111号（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約；差別待遇（雇用及び職業）条約）
- ILO 条約 第 138号及び勧告第 145号（最低年齢）
- ILO 条約 第 135号及び勧告第 143号（労働者代表）
- ILO 条約 第155号及び勧告 第164号（職業上の安全及び健康）
- ILO 条約 第159号及び勧告 第168号（障害者の職業リハビリテーション及び雇用）
- ILO 条約 第177号及び勧告第184号（在宅形態の労働）
- ILO 条約第170号（化学物質の使用における安全）
- ILO 条約第110号（移民労働者への住居の提供への言及を含む）

（計 185 の ILO 条約が発行されており、その他にも関連する条約がある可能性があります）

重要なマネジメント原則

- 経営層のコミットメントの要求事項、社会及び労働問題に関する方針を確立し、その運用の責任を負う経営層のメンバーを任命するなど
- 審査/監査基準及び関連の業界及び法的要求事項に対応するために決定した運用管理の要求事項
- 効果的な組織管理、文書規定、運用管理及び危機管理に関する要求事項
- 監視測定、審査/監査、是正及び予防処置、並びにマネジメントレビューに関する要求事項
- 監視及びレビューの活動に基づく改善の要求事項
- 審査/監査基準が満たされていることを証明する記録保持の要求事項

注: Social Accountability International (SAI) の開発したSA8000 規格に基づき実施した審査/監査も審査経歴の実証のために使用することができます

本スキームの対象者に関するガイダンス:

このスキームの認証は一般的なもので、業界内で実施される社会システム監査/審査に関するものなので、産業セクター固有の力量は俸給されません。電子産業内で活動する社会システム審査員/監査員には専門的なスキームがあり、そこで要求される特別な審査員/監査員研修及びセクター固有の力量は、EICC-GeSI 審査員スキームに規定されています。これら両方の社会システム審査員/監査員スキームの目的は、認証されている審査員が審査をする力量をもっているという信頼性を、下記のように多様なステークホルダーに提供することにあります:

- 購買組織
- 供給者組織
- 規制当局
- NGO
- 受託検証機関

注: このスキームの登録には、EICC-GeSI 審査員研修コースも認められます。

12. 附属書 I パート12 – EICC-GeSI 審査員スキーム

重要留意事項: このスキームは、次の 3 つのレベルのみです – 審査員補、審査員及び主任審査員。一般的な基準が適用されます。

スキーム固有の（追加）要求事項

このスキームに適用される認証レベルは限られており、下記の2つの適用範囲に分類されています：

レベル	適用範囲 *	
審査員補	審査員補については、下記のうちの <u>少なくとも 1 つ</u> の要求事項を満たさなければなりません： <ul style="list-style-type: none"> • 労働及び倫理の適用範囲 及び/もしくは • 環境、健康及び安全の適用範囲 	
審査員	審査員については、下記のうちの <u>少なくとも 1 つ</u> の要求事項を満たさなければなりません： <ul style="list-style-type: none"> • 労働及び倫理の適用範囲 及び/もしくは • 環境、健康及び安全の適用範囲 	
主任審査員	主任審査員については、労働及び倫理の適用範囲の要求事項を満たしていなければなりません： また、環境、健康及び安全の適用範囲の要求事項を併せて満たすこともできます。	
* 適用範囲の要求事項	労働及び倫理の適用範囲のすべてのレベル	環境、健康及び安全の適用範囲のすべてのレベル
資格/経験	5 年間の一般的な実務経験があり、下記のいずれかを含む <ul style="list-style-type: none"> • 2 年間の関連する労働及び倫理関連の業務経験 もしくは <ul style="list-style-type: none"> • 密接に関連する分野の資格 	5 年間の一般的な実務経験があり、下記のいずれかを含む <ul style="list-style-type: none"> • 2 年間の関連する健康及び安全関連の業務経験 もしくは <ul style="list-style-type: none"> • 密接に関連する分野の資格

審査員研修	下記のうちどちらか	下記のうちどちらか
	<ul style="list-style-type: none"> • EICC-GeSI 労働及び倫理主任審査員コース <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> • EICC-GeSI 環境、健康及び安全主任審査員コース、さらに、EICC-GeSI 労働及び倫理コンバージョンコース 	<ul style="list-style-type: none"> • EICC-GeSI 環境、健康及び安全主任審査員コース <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> • EICC-GeSI 労働及び倫理主任審査員コース、さらに、EICC-GeSI 環境、健康及び安全コンバージョンコース

* 注：現在受け付けているのは、労働及び倫理の適用範囲のみです。

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています：

- 労働及び倫理に関連する、国際的に認知された人権規範、法律及び規制
- 労働、倫理、健康及び安全、環境問題についての、関連する業界行動規範、法的要求事項、ガイドライン及び規格
- 関連の国際、国内及びローカルの司法制度、法的枠組み
- 業務を実施している国もしくは地域における、関連の社会的責任及び労働文化、労働組合、非政府組織 (NGO) 及びその他の利害関係者

審査員には下記の能力が要求されています：

- EICC-GeSI 審査を計画し、実施し、報告する
- 作業員を含む組織の全階層の要員に、口頭及び書面で、責任をもって、明確なコミュニケーションができる
- 給与支払い関連を含む客観的証拠を収集し、評価する手法と技術を適用し、審査/監査基準を満たすように設計されたシステムに適合しているかを判断する
- 正確、適切かつ責任ある審査/監査所見及び結論を導き出す
- 適切な倫理的行動、公平な発言及びプロフェッショナルに課せられた配慮の原則を守る

EICC-GeSI スキームは、下記の審査基準主要文書に基づいています：

- **電子業界行動規範 (最新版)**
EICC (Electronic Industry Citizenship Coalition 電子業界 CSR アライアンス) 行動規範は、電子産業のサプライチェーンにおいて、作業環境が安全であること、作業員が敬意と尊厳をもって扱われること、環境に責任をもって事業運営を行うことを確実にするために確立された規格です。EICC 行動規範は、すべての ICT 企業及び供給者が、重要な CSR 方針のパフォーマンス及び適合のためのガイドラインを通して、CSR のベストプラクティスを幅広く適用していくことを推奨しています。EICC 行動規範は、EICC-GeSI 審査基準の主たる参照文書となっています。EICC-GeSI は、この行動規範への適合を審査するためのツールを提供し、企業が進捗を報告する手助け

をします。したがって、下記の 2 つが重要な基準文書となります；

- *EICC-GeSI Validated Audit Process (VAP) Audit Criteria* (最新版)
- *EICC-GeSI VAP Audit Operations Manual* (最新版).

本スキームの対象者に関するガイダンス:

このスキームの認証は、電子産業界で実施される社会システム審査に限られているので、業界セクター固有の力量が要求されます。この要求事項を満たしておらず、他の産業セクターでの経歴をお持ちの場合、IRCA の社会システムの一般的なスキームのほうが申請者のニーズにより合っているでしょう。この EICC-GeSI 審査員スキームの目的は、認証されている審査員が審査をする力量をもっているという信頼性を、下記のように多様なステークホルダーに提供することにあります：

- 購買組織
- 供給者組織
- 規制当局
- NGO
- 受託検証機関

EICC-GeSI 審査員スキームの背景

電子業界 CSR アライアンス (Electronic Industry Citizenship Coalition – EICC) 及びグローバル e-持続可能性イニシアティブ (Global e-Sustainability Initiative – GeSI) は、情報通信技術 (ICT) 産業界のメンバーからなる NPO で、グローバルな電子サプライチェーン内における社会的及び環境上の責任、共有する効率性を促進するために連携しています。この 2 つの組織の共同の取り組みを通じて、サプライチェーンにおける労働、倫理、安全衛生、環境影響及びマネジメントシステムに関する強固な基準を掲げています。GeSI 及び EICC は、供給者、EICC 及び GeSI のメンバーが複数の審査に必要な時間及び費用を節約できるよう、共通の審査プログラムを導入しています。供給者は 1 回審査を受ければ、所見をすべての EICC 及び GeSI のメンバー企業で共有することができます。審査は独立した審査員により実施され、独立した審査プロジェクトマネジャーが調整及びコミュニケーションを担当するので、購買者と供給者の関係は秘密とされ、反競争的行為を防ぐことができます。

13. 附属書 I パート13 – 海上安全マネジメント審査員スキーム

スキーム固有の（追加）要求事項

申請書の、セクターの理解及び業務経歴のセクションでは、下記の知識及び力量を実証することが求められています：

- 船舶マネジメント及び/もしくは船舶航行の知識
- 品質保証、海上安全または環境マネジメントに関連する経歴
- 関連の海事法令/文書の知識、例えば SOLAS（ソーラス条約）、MARPOL（マルポール条約）、LMDG（国際海上危険物規則）及び STCW（STCW 条約） – 最新の IMO（国際海事機関）修正及び決議を反映したもの
- 審査員が海上安全マネジメント規則システムを審査し、適切な審査所見及び結論を導き出すために必要な海事マネジメントの手法と技術の理解

職務経歴

申請者は、下記いずれかの役職における 4 年間の実務経歴がなければなりません。

- 船長、機関長、一等航海士、二等機関士、船舶機関監督あるいはマネジャーとして、船舶を統率、管理及び運営する、船舶を検査する、あるいは特定の海事コンサルティングを提供するといった業務実施の経験
- 一等航海士あるいは二等航海士として航行する甲板部士官及び航海技師で、船長及び/もしくは機関長から証明書/資格を与えられている
- 上記に関連する海事関連のコースを海洋大学で教えている主任講師もしくは上級講師で、裏付けとなる海上勤務の記録がある

注 1: 海上での勤務が最も重要ですので、IRCA は単に資格と業務経歴のレビューを実施するのではなく、海上勤務の経歴の記録もレビューします。したがって、申請書には海上勤務がはっきりわかるように記述してください。

注 2: 貨物検査官、造船技師、船舶設計士、船舶修繕業もしくは船舶視察官の経歴は受け付けられません。

学歴

申請者は、少なくとも以下のうちの 1 つを満たしていることが望まれます：

- 自然科学、船舶工学もしくは造船工学の学位
- STCW 95 基礎研修に対応した Deck Officer Certificate II/2 もしくは Engineering Officer Certificate III/2、もしくは認知された同等の認証

審査員研修

すべての申請者は、認証の申請の直近 3 年間以内に、QMS 審査員/主任審査員研修コース及び 2 日間の認定された ISM コード（国際安全管理規則）研修コース、もしくは、認定された QMS 審査員/主任審査員/ISM コード（国際安全管理規則）研修コースを合格修了していなければなりません。

審査経歴

審査員

最低 5 回必要ですが、そのうち ISM コードに基づく船舶の安全管理証明書 (SMC) 発行目的の審査は最大 4 回まで、船会社の適合証書 (DOC) 発行のための審査は最大 2 回まで認められます。申請者は、審査ログシート (IRCA/106) に、各審査でどちらの証明書が発行されたかを記載し、加えて審査ログ追補様式 (IRCA/150) に最低 5 回の審査の詳細を記してください。

主任審査員

(上記に特定されたものに加え) さらに 2 名以上のチームを率いるチームリーダーとして最低 5 回の審査が必要です。合計 10 回の審査のうち、1 回は (チームリーダーとして) 10 隻以上の船舶を運用する企業に対する適合証書発行のためのもの、もしくは 10 隻未満の船舶を運用する企業の適合証書発行のための (チームリーダーとしての) 審査 2 回を含めてください。

注: 上記の審査の内容を審査ログ追補様式 (IRCA/150) に記載しなければなりません。

認証の更新

認証の更新の一般的な要求事項 (第 9 章参照) が適用されますが、すべての審査は ISM コードのすべての要素が含まれたマネジメントシステムに対して実施したものでなければなりません。IRCA/106 の審査ログシートに追加して、すべての審査員は IRCA/150 審査ログ海事 (ISM) 追補様式を申請する各審査について作成することが要求されています。

海事スキームは、下記の主要文書に基づいています:

ISM コード: *船舶の安全航行及び汚染防止のための国際管理コード* (最新版)

本スキームの対象者に関するガイダンス:

海事審査員で、下記のような組織に雇用されている方:

- 旗国政府
- 認知された組織
- 第三者認証機関/格付け機関/登録機関
- 傭船者(前訳: 免許交付機関)、石油メジャーあるいは P&I クラブ (船主責任相互保険組合)

以下のような海事实務者:

- 海事コンサルタント
- 船舶管理者
- その他の海事関係の要員

自組織内で下記の IMS コード監査を実施する従業員:

- 内部監査
- 二者監査